

制定 平成29年3月22日 国空予管第515号
改正 令和3年6月30日 国空予管第214号
改正 令和7年3月26日 国空予管第1809号

航空局オープンカウンター方式実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局が（以下、「当局」という。）が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随契」という。）において、見積書を徴取する相手方を選定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 オープンカウンター方式は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第99条第二号から第四号及び第七号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認められるものを対象に実施する。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第99条

- 二 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(参加資格)

第3条 見積合わせに参加できる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 二 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- 三 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者（であること。なお、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者にあつては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者で無いこと（関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。）。）。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積書の提出）

- 第4条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、当局窓口及び当局ホームページにおいて見積依頼書（別記様式1）を契約担当官等が指定する期間閲覧に供する。なお、当分の間は、仕様書等を電子メール又は電子調達システムにて配布することについて可とする。
- 2 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び契約担当官等が提示する見積依頼書（別記様式1参照）、仕様書等を熟読のうえ見積しなければならない。
- 3 見積書の提出について、押印された見積書に加え、代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合についても持参、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとし、また押印を省略された見積書を提出する場合に限り電子メールでの提出も可とする。
- 4 紙媒体及び電子メールで見積書を提出する場合の様式は契約担当官等が指定した様式（別記様式2参照）とするが、記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額を記載し、契約担当官等が示した日時までに、当局調達担当課窓口提出しなければならない。
- 5 電子調達システムで見積書を提出する場合は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、契約担当官等が示した日時に提出しなければならない、その際合わせて

誓約書（別記様式3参照）を内訳添付機能を利用して提出しなければならない。

- 6 見積書の提出にあたっては、電子メールでの提出以外、見積書を封筒に入れ、封印の上、必ず件名及び提出者名を明記し、持参、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出することし、実施要領第4条3項に定められた提出方法以外による電報、ファクシミリ及び電話その他の方法は認めない。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 7 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- 8 見積りに際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格とする。ただし、仕様書で同等品も納入可としてあって同等品による納入を予定している場合は見積書の提出前に調達担当課まで申し出て許可を貰うこと。なお、許可を得ていない場合の見積書は無効とする。

（見積合わせ）

第5条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。ただし、立ち会いを希望する者は、見積書提出時にその旨申し出ること。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないときは、オープンカウンター方式見積合わせは不成立とする。この場合においては、契約担当官等において別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

（見積の無効）

第6条 次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

- 一 第3条に定める資格を有しない者が提出した見積書
- 二 記名を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないものを含む）
- 三 金額を訂正した見積書
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- 五 明らかに連合によると認められる見積書
- 六 同一人に見積りで金額の異なる二通以上による見積書

七 第4条6又は8に該当する見積書

八 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していないとき。

(契約の相手方の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が二者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。くじを行う日程は、電話等で速やかに通知し、参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定するものとする。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負

担するものとする。

- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。（ただし、見積依頼書において示されている場合はそれによるものとする。）
- 5 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 6 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 航空局が発注する公共事業等（以下「発注事業等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により契約担当官等に報告すること。
 - ③ 発注事業等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、契約担当官等と協議を行うこと。

（附則）

本要領は周知のため閲覧可能な場所に縦覧に付す。

（平成29年3月22日 国空予管第515号）

本要領は平成29年4月1日から適用する。

（令和3年6月30日 国空予管214号）

本要領は令和3年6月30日から適用する。

（令和7年3月26日 国空予管1809号）

本要領は令和7年4月1日から適用する。